

○水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例

昭和50年 3 月28日

水戸市条例第 9 号

改正 平成12年 3 月29日条例第27号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水戸市環境基本条例（平成12年水戸市条例第 1 号）第25条の規定に基づき、緑化の推進及び緑の保全（以下「緑化」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(平12条例27・一部改正)

(市の責務)

第 2 条 市は、良好な市民環境を整備保全するため、公園、道路、学校その他の公共施設の緑化に努めるとともに、緑化に関する必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、市民又は事業者が行う緑化に関する事業について必要な指導、助言又は技術的な援助をしなければならない。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動を行うに当っては、良好な市民環境の破壊の防止に努め、自然の保護又は緑地の造成その他必要な措置を講ずるとともに、市が実施する緑化に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自ら緑化に努めるとともに、市が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(保存樹等の指定)

第 5 条 市長は、良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分及び態様により、保存樹、保存樹林地又は保護地区として指定することができる。

(1) 保存樹 市民に親しまれ、又は美観風致を維持するため保存することが必要な樹木

(2) 保存樹林地 樹木等が集団で生育している土地又はこれに隣接している土地がこれと一体となつて、良好な自然環境を形成している地域で保存することが必要な樹林地

(3) 保護地区 草地又は湿原等の所在する地域であつて、優れた自然環境を維持するため保護することが必要な地区

2 市長は、前項の規定により、保存樹、保存樹林地又は保護地区（以下「保存樹等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ当該保存樹等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得るものとする。

3 所有者等は、前項の規定にかかわらず、保存樹等の指定を市長に申請することができる。

4 第 1 項の規定は、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項、同法第70条第1項又は同法第98条第2項の規定により指定され、又は仮指定されたもの
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団
- (3) 国又は他の地方公共団体の所有又は管理に係る土地又は樹木等で、前2号に掲げる以外のもの（告示）

第6条 市長は、保存樹等の指定をしたときは、規則で定めるところにより告示するものとする。

（標識の設置）

第7条 市長は、保存樹等の指定をしたときは、当該土地にその旨を表示した標識を規則で定めるところにより設置するものとする。

2 所有者等は、正当な理由がない限り、前項の規定による標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置した標識を、市長の承認を得ないで移転し、除去し、又は汚損してはならない。

（保存樹等の保存義務）

第8条 所有者等は、保存樹等について、枯損の防止その他良好な自然環境の保全に努めなければならない。

2 何人も、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

（助成）

第9条 市長は、保存樹等の指定をした場合は、所有者等に対し、予算の範囲内で規則で定める費用の一部を助成するものとする。

（滅失等の届出）

第10条 所有者等は、保存樹等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者等は、保存樹等について、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、規則で定める行為をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 伐採すること。
- (2) 第三者に譲渡すること。
- (3) 建築物その他の工作物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること。
- (4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の区画形質を変更すること。
- (5) 土石類を採取すること。
- (6) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
- (7) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (8) その他市長が届出の必要があると認める行為をすること。

(平12条例27・一部改正)

(指定の解除等)

第11条 市長は、保存樹等が第5条第4項各号の一に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死等により、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく当該保存樹等の指定を解除し、又はその区域の変更をしなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

3 所有者等は、保存樹等について、前項の規定により指定を解除し、又は区域の変更をなすべき旨を市長に対し申請することができる。

4 第5条第2項及び第6条の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除し、又は区域の変更をする場合について準用する。

(助言等)

第12条 市長は、保存樹等の枯損の防止その他自然環境の保全のため必要があると認めるときは、所有者等又は関係人に対し、指導、助言又は勧告をすることができる。

(緑化協力員の設置)

第13条 市長は、緑化の推進及び良好な自然環境を保全するため、規則で定めるところにより、緑化協力員を置くことができる。

(立入調査)

第14条 市長は、保存樹等の指定又は保存のため必要があると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又は関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 何人も、正当な理由がない限り、立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(昭和50年規則第39号で昭和50年6月25日から施行)

付 則 (平成12年3月29日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。